

2023年5月12日

職員の皆さま

本 部

### 職員同士の懇親について

これまでコロナウイルス感染症に対する感染対策につきましては、国の基本方針を受けた兵庫県の対処方針に沿って実施し、職員同士の懇親についても同方針を踏まえた以下の条件を遵守することにより実施可としてきました<sup>(※)</sup>。今般同感染症が5類感染症に位置付けられることを受けてこの方針の見直しが行われ、各種施設における感染対策のさらなる緩和と外出自粛要請の事実上の撤廃が打ち出されました。

当法人では職場の活性化や職員のモチベーション向上等の観点から、職員同士の懇親への規制は既に最小限に留めていますが、対処方針の内容を考慮しこれまでの遵守事項を以下のとおり見直すこととします。

※：特養・老健のご入居者様の対面面会の実施状況に合わせた自粛／緩和は都度実施。

現行 (2023. 3. 15 通知)	見直し後
(1) 人数は4名程度を目安になるべく少人数にとどめる。 (2) 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗を利用すること。 (3) 食べながらの会話や回し飲みなどを避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること。	(1) 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨することとし、非認証店で感染対策*が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を控える。 *必要に応じたパーティションの設置 (又は座席の間隔 (1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、換気の徹底

#### 【留意事項】

- ・新たな感染拡大等、今後の状況変化により、再度職員同士の夜の懇親を自粛していただく可能性もあります。

以 上